

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）
（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（本人確認の対象から除かれる取引） 第六条 令第八条第一項に規定する主務省令で定める取引は、次に掲げる取引とする。</p> <p>一 令第八条第一項第一号八又は二に掲げる取引のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 二（略）</p> <p>ホ 商品先物取引法施行規則（平成十七年農林水産省・経済産業省令第三号）第九十八条第一項第一号及び第九十八条の三第一項第一号の規定による信託に係る契約の締結又はこれらの規定による信託に係る信託行為若しくは信託法第八十九条第一項に規定する受益者を指定する権利の行使による当該信託の受益者との間の法律関係の成立</p> <p>二 十三（略）</p>	<p>（本人確認の対象から除かれる取引） 第六条 令第八条第一項に規定する主務省令で定める取引は、次に掲げる取引とする。</p> <p>一 令第八条第一項第一号八又は二に掲げる取引のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 二（略）</p> <p>（新設）</p> <p>二 十三（略）</p>